

令和 7・8 年度(2025・2026 年度)

入札参加資格審査申請要領（物品等：追加）

宝 塚 市

宝塚市又は宝塚市上下水道局並びに宝塚市立病院が発注する物品の買入れ、役務提供業務等に係る入札及び随意契約に参加するため、資格審査を受けようとする方は、下記要領により申請書類を提出してください。なお、本年度より審査結果の公表について一部変更しているため、「10 審査完了の公表・通知について」をよくご確認ください。

記

- 1 参加資格 下記のいずれかに該当し、かつ、「9. 注意事項」に記載する全ての内容について承諾できる者であること。
 - ① 申請日現在において、令和 7・8 年度宝塚市入札参加資格者名簿（物品等）へ登録されていない者で、かつ、申請日現在において、物品売買、役務提供業務等に関し、その営業について法律上必要とする登録等の許可を受けている者（法律上許可を必要としない場合は不要）。
 - ② 令和 7・8 年度入札参加資格者名簿（物品等）に登録済みであり、かつ宝塚市に本社（本店）を有する者で、取引希望種目の変更又は追加を希望する者（この場合、「様式 1」及び「営業に関し法律上必要とする登録等の許可又は証明書」以外の提出は不要です）
 - ③ 宝塚市に本社（本店）を有する者で、小規模修繕工事（おおむね 50 万円未満の修繕工事契約）の登録を希望する者（この場合、すでに市の物品等入札参加資格者名簿に登録済みの方は、「様式 1」及び「小規模修繕工事希望業種表」以外の提出は不要です）
- 2 申請期間 令和 7 年(2025 年)11 月 4 日(火)～令和 7 年(2025 年)11 月 18 日(火)
消印有効
※期間終了後の申請は、理由の如何にかかわらず受付しません。
- 3 申請方法 原則として電子申請及び別送書類の郵送とする。
(インターネットが利用できない等の場合には、書類のみの申請でも可とする。ただしこの場合でも、書類の受付は郵送のみとする。)
- 4 申請窓口 〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町 1-1
(郵送先) 宝塚市役所 総務部 契約課
Tel 0797-77-2008 (ダイヤル) fax 0797-72-1419
Tel 0797-71-1141 (代表)
メールアドレス：m-takarazuka0016@city.takarazuka.lg.jp

5 参加資格の有効期間

令和 8 年(2026 年)2 月 1 日～令和 9 年(2027 年)6 月 30 日(1 年 5 カ月間)

6 申請書類 別表「申請書類一覧表」のとおり

※ 申請書到着日をもって仮受付を行います。申請書類に不備等がある場合はこちらから連絡もしくは「不足書類指示書」を送付します。「不足書類指示書」を送付した際は、書類を別に指定する日までに提出してください。提出がない場合は参加資格者名簿に登録されません。

※ 証明書類の証明日は、令和 7 年(2025 年)8 月 1 日以降であれば有効(申請書類提出日までに内容に変更がないものに限る。)としますが、なるべく新しいものを提出してください。ただし、宝塚市税(市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)の納税証明書(未納の税額がないことの証明書)は、令和 7 年(2025 年)10 月 3 日以降のもののみ有効とします。

※ 宝塚市税(市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)の納税証明書(未納の税額がないことの証明書)は、市役所市税収納課へ申請してください。申請日から遡って 1 カ月以内に納付された場合は、その領収書を持参の上申請してください。

※ 個人事業主の方で、財務諸表を所得税確定申告書により提出される方は、必ずマイナンバーが見えない状態(黒塗りなど)にした上で写しを作成して下さい。

7 提出部数 1 部

※ 契約課へ申請書類を提出された方は、市上下水道局及び市立病院へ別途申請書類を提出する必要はありません。

8 書類のとり方 申請書類は、必ず別表の「申請書類一覧表」の番号順に揃えてください。 本市のファイルを用いてとじますので、申請者は、申請書類を綴りひもやホッチキス等でとじないでください。クリップ、透明フォルダ等を使用してください。

9 注意事項

(1) 次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、入札及び随意契約の参加資格を認めません。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当し、3 年間を経過しない者
- ③ 前号に該当する者を、代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(2) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(以下「暴力団排除条例」という。)第 7 条及び宝塚市等の事務等からの暴力団等の排除の推進に関する要綱(以下「暴力団排除要綱」という。)第 5 条に基づき、必要がある場合には、申請者が暴力団等に関係するかどうかを警察署長に照会します。

なお、警察署長からの回答により、申請者が暴力団等に関係すると認められる場合には、入札及び随意契約への参加資格を認めません。

- (3) 暴力団排除条例第7条及び暴力団排除要綱第3条第1号の規定に基づき、本市は申請者に対して要領別紙の誓約書の内容について全て同意するよう求め、申請者は誓約書の内容に全て同意のうえ、申請を行ったものとみなします。従って、同意できない者は申請書を提出することができません。
- (4) 入札参加資格者名簿に登載した者は、本市と契約を締結する際は必ず、契約案件ごとに上記の誓約書を提出すること。本市は誓約書が提出できない者を契約の相手方とはしません。
- (5) 納税証明書については、国税、宝塚市税とも指定様式の提出がない場合は、参加資格を認めません。ただし、災害等により地方税法又は国税通則法の規定に基づき、徴収猶予又は納税の猶予を受けている場合は除きますが、その場合は納付特例を受けていることがわかる書類をご提出ください。
- (6) 申請書類の記載にあたり、虚偽の事項を記入した場合又は必要な事項が脱落している場合は、受付できませんのでご注意ください。
- (7) 参加資格を認めた後において、申請書類の記載にあたり虚偽の事項を記入したことが発覚した時には、参加資格を取り消し、有資格者名簿から抹消します。
- (8) 申請書類の提出後に、その内容に変更が生じた場合は、その都度速やかに「変更届」（任意の様式可、業者番号記入のこと）を持参又は郵送にて契約課へ届け出てください。
- (9) 事務所、役員又は使用人等が本市指名停止基準に挙げた事象に該当したときは、ただちに届け出てください。

10 審査完了の公表・通知について

審査の結果、申請書類に不備がなければ、インターネット上で公表いたします。

(URLは市ホームページID番号：1059725で確認ください。)

確認の際は、業者番号（6から始まる10桁の番号）及び到達番号（電子申請送信後に表示される番号）を手元に用意し、閲覧ください。

電子申請された方に書面での通知はいたしませんので、返信用封筒は不要です。ご注意ください。

書類のみで申請された場合は、提出いただく返信用封筒で「令和7・8年度(2025・2026年度)入札参加資格認定についての通知」を送付いたします。

公表及び書面での通知は、令和8年(2026年)1月下旬の予定です。

なお、過去に登録されたことがある方は電子入札用IDとパスワードは変わりません。

11 参加資格者名簿の公開

参加資格者名簿は、令和8年(2026年)2月1日以降に契約課窓口及び市のホームページ上にて公開いたします。

◆宝塚市ホームページ <http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/>

なお、公開する業務分類は希望第1順位の取引希望種目のみとし、業者番号、商号、住所、及び電話番号と併せて掲載します。

誓 約 書

私は、宝塚市が「宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例」（以下「暴力団排除条例」という。）及び「宝塚市等の事務等からの暴力団等の排除の推進に関する要綱」（以下「暴力団排除要綱」という。）に基づき、貴市が行うすべての契約等からの暴力団を排除していることを認識したうえで、契約の締結を行うとともに、下記のとおり誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 暴力団排除条例第2条第1号の暴力団、第2号の暴力団員、第3号の暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）に該当しません。
- 2 暴力団排除要綱第5条により兵庫県宝塚警察署長（以下「署長」という。）へ照会を行うことに合意し、貴市の求めに応じ速やかに役員等名簿を提出します。
- 3 暴力団等に該当する者を下請負人（一次及び二次下請負人以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）又は原材料の購入契約その他本工事請負契約等の履行に関連する契約の相手方（以下「下請負人等」という。）としません。

また、署長への照会の結果又は署長からの通報により、下請負人等が暴力団等に該当することが明らかになった場合には、受注者の責任において当該下請負人等との契約を速やかに解除します。

もし、貴市の求める期限内に当該下請負人等との契約の解除ができない場合には、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

- 4 当該契約に関して受注者として下請人等と契約を締結した際、下請負人等に対し宝塚市長あて誓約書の提出を求め（一次下請負人が二次下請負人と契約を締結した際は、二次下請負人に対し宝塚市長あて誓約書の提出を求め、以降全ての下請負人間の契約についても同じ。）、受注者の責任において貴市に対して当該誓約書を提出します。

また、契約に係る一連の手続きにおいて、締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者等に関して貴市が署長への照会の必要性を認めた場合、関係者に対して当該誓約書の趣旨を説明の上で関係者より誓約書及び役員等名簿の提出を求め、速やかに貴市に対して提出します。

- 5 当該契約の履行に伴い、暴力団等から暴力団排除要綱第10条第1項に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、貴市に報告するとともに、警察に届け出て、捜査上必要な協力を行います。

また、下請負人等に対し、暴力団等から不当介入を受けたときは、受注者を通じて貴市に報告するとともに、警察に届け出て、捜査上必要な協力をを行うよう指導します。

- 6 暴力団等に該当することが明らかになった場合、署長からの回答等の内容について、外郭団体等を含む貴市関係部局が情報を共有すること、並びに暴力団排除要綱に従い措置対象者名等について公表を行うことについて承諾します。

年 月 日

宝塚市長様

入札参加資格の申請に際しては、申請書類の提出をもって上記誓約書の内容に同意したものとみなします。

この誓約書は、今回の申請に際して提出の必要はありませんが、契約の際には案件ごとに提出して頂くことを条件としますので、内容をよく確認の上、申請してください。

(別表) 申請書類一覧表

(※…No. 2 及び No. 4 については押印必須)

No	申請書類	内 容	交付場所等	法人	個人
1	入札参加資格 審査申請書 (物品・役務提供等)	様式 1 電子申請の場合は、システムに入 力、送信時にプリントアウトした ものを添付すること。	別添書類使用	○	○
2	委 任 状	様式 2 代表権のない者に権限を委任する 場合のみ提出してください。委任 しない場合は不要です。	別添書類使用	△	△
3	宝塚市内におけ る支店・営業所 の 調 査 票	様式 3 上記様式 2「委任状」を提出され る方のうち、宝塚市内に所在する 支店・営業所にその権限を委任さ れる方のみ提出してください。 ※ 宝塚市外の支店・営業所のも のは不要です。	別添書類使用	△	△
4	使用印鑑届	様式 4	別添書類使用	○	○
5	印鑑証明書	※写し可	法人…法務局 個人…住所地の市区町村	○	○
6	代 表 者 身 分 証 明 書	「禁治産又は準禁治産の宣告」及び「後見の 登記」並びに「破産宣告」の通知を受けてい ない証明書（住民票ではありません。） ※写し可	本籍地の市区町村	×	○
7	商業登記の謄本	登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 ※写し可	法務局	○	×
8	納 税 証 明 書 ※ 欄 外 の 注 意 (4) も ご 覧 く だ さい	(A) 国 税 法人税及び消費税 …納税証明様式（その 3 の 3）※写し可	税務署	○	×
		所得税及び消費税 …納税証明様式（その 3 の 2）※写し可	税務署	×	○
		(B) 宝 塚 市 税 市・県民税、固定資産税・都市計画税、 軽自動車税、国民健康保険税…未納の 税額がないことの証明書 ※宝塚市に納税している方のみ提出し てください。 ※写し可	宝塚市役所市税収納課	△	△
9	営業に関し法律上 必要とする登録等 の許可又は証明書	例えば、医薬品販売業、毒物劇物販売業、 高压ガス販売業、石油製品販売業、自動車 分解整備業、警備業等が該当します。 なお提出する書類は、申請時に有効である ものに限ります。 ※写し可 ※登録後有効期限切れとなった場合、更新 されたものを随時提出してください。	国・都道府県等	△	△

(次頁へ続く)

No	申請書類	内 容	交付場所等	法人	個人
10	財務諸表	「貸借対照表」及び「損益計算書」・・・最新1年分（個人業者は、所得税確定申告書の写しで代用することができますが、マイナンバーは見えない状態にした上で写しを取って下さい。）	申請者作成	○	○
11	I S O 認定書	取得者のみ写しを提出してください。 （認証期間と登録サイトがわかるもの）	各マネジメントシステム 審査登録機関	△	△
12	プライバシー マーク 認定書	取得者のみ写しを提出してください。 （認証期間と登録サイトがわかるもの）	一般財団法人 日本情報 経済社会推進協会	△	△
13	返信用封筒	<u>書面申請の方のみ提出してください。</u> 入札参加資格認定通知の返信用封筒 （規格：長型 3 号 110 円切手を貼付すること）	申請者作成	△	△

- (注意) (1) ○…提出が必要 △…該当する方のみ提出 ×…提出不要
- (2) No.5・6・7・8(A)(B)・9・10・11・12 は複写機による鮮明な写しをもって代用することができます。
- (3) 証明書類の証明日は令和7年（2025年）8月1日以降であれば有効（申請書類提出までの間に内容に変更がないものに限る）としますが、なるべく新しいものを提出してください。ただし、NO.8(B)については、令和7年（2025年）10月3日以降のもののみ有効とします。
- (4) No.8 について、(A)国税（法人税、所得税及び消費税）の証明書は納税証明書（その3の2又は3）とし、(B)宝塚市税（市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税）は納税証明書（未納の税額がないことの証明書）とします。
No.8 (B) 宝塚市税について、申請日から遡って1カ月以内に納付した場合、その領収書も提出してください。また、非課税で納税証明書がないときは非課税証明書を、法人設立等で納税証明書がないときは、その旨の申立書（様式任意）を提出してください。ただし、災害等により地方税法又は国税通則法の規定に基づき、徴収猶予又は納税の猶予を受けている場合は除きますが、その場合は納付特例を受けていることがわかる書類をご提出ください。
- (5) 本申請に不要な書類等が送付された場合は処分しますので、送付前に十分ご確認ください。

この面は白紙です

入札参加資格審査申請書（物品・役務提供等）

私は、宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例及び宝塚市等の事務等からの暴力団等の排除の推進に関する要綱に基づく誓約書の内容に同意した上で、宝塚市が行う物品・役務提供等に係る入札及び随意契約に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

宝塚市長 様

申請区分	☐ 新規 ☐ 継続	前回業者番号	
------	---	--------	--

※過去に登録のある場合は、「継続」を選択し、前回の業者番号を記入してください。

申請者（本社）	フリガナ		フリガナ	
	商号又は名称		代表者職氏名	
	所在地	〒	電話番号	
			FAX番号	
メールアドレス				
受任者	フリガナ		フリガナ	
	商号又は名称		受任者職氏名	
	所在地	〒	電話番号	
			FAX番号	
メールアドレス				
連絡先	担当者氏名		電話番号	

会社の基本情報 ※ 原則として、申請日現在の状況を記載してください。

営業開始年月		法人設立年月		自己資本額(千円)		資本金(千円)	
年 月		年 月		千円		千円	
事務職員数(人)	技術職員数(人)	販売員数(人)	その他(人)	合計(人)			

その他 ※下記の項目について、該当するものを選択してください。

宝塚市税	ISOの取得状況	プライバシーマーク
☐ 有 ☐ 無	☐ 9000s ☐ 14000s	☐ 有 ☐ 無

取引希望種目

※ 要領の「取引希望種目一覧表」から、取引を希望する主な種目を選んで、

希望する順番に下記の欄に番号を記入してください。（例えば、一般事務用机の場合、番号は031となります。）

すべての欄を埋める必要はありませんが、第1希望の欄は必ず記入してください。

なお、おおむね50万円未満の修繕工事契約を対象とする「小規模修繕工事」は、宝塚市内に本社（本店）又は主たる事業所を有する者に限ります。

第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望

※小規模修繕工事の登録を希望される方は、入札参加資格審査申請書(物品・役務提供等)(様式1)とともに別添の「小規模修繕工事希望業種」に関する調査票もあわせて提出してください。

営業に関し、法律上取得している許可、認可、登録及び特許等

許可等の種類	備考

取扱品目（取扱希望種目の具体的な内容を記入してください）

- 注 （１）主たる仕入先については、物品販売・リース・レンタルのみ記入してください。
- （２）申請者が製造業のときは、主たる仕入先は自社製品と記入してください。
- （３）委託業務の場合は、取扱品目欄に業務名を記入し、仕入先は空欄のままにしてください。

取 扱 品 目	主 た る 仕 入 先

代理店、特約店契約を結んでいるところがあれば、記入してください。

取引経歴 (なるべく宝塚市外での最近 2 年間の主たる取引経歴について年代順に記入してください)

発注者	取引内容	金額	納品年月又は 契約期間
		千円	
		千円	
		千円	
		千円	
		千円	
		千円	

保有主要機械器具 * 保有する機器について記入してください。

(台)	(台)
(台)	(台)
(台)	(台)

印刷希望業者のみ回答 * 該当するものを選択してください。

平版印刷設備	☐ 有 ☐ 無	フォーム印刷設備	☐ 有 ☐ 無	特殊印刷設備	☐ 有 ☐ 無
--------	---	----------	---	--------	---

フォーム印刷を希望の場合は主な工場の所在地を記載してください。(市町村名まで記入)

主な工場の 所在地	
--------------	--

セールスポイント * 希望する業種種目の内容について、具体的に記載してください。

--

この面は白紙です

★取引希望種目一覧表

「入札参加資格申請書」に記入する取引希望種目は、下の一覧表から番号で選んで記入してください。

	番号	種 目		番号	種 目
1	011	百貨店・スーパー	13	131	荒物・金物・雑貨
	012	ギフト・記念品		132	木材・建材・ヒューム管
	013	時計・貴金属・眼鏡		133	碎石・セメント・アスファルト乳剤
	014	選挙用品		134	ガス管・ビニールパイプ
2	021	文房具・事務用品	14	135	人工蓋・グレーチング
	022	印判・ゴム印		136	園芸用品・草木・植木
	023	用紙・連続用紙・記録用紙	15	141	道路標識・ナンバープレート
	024	事務機器・印刷機		142	看板・表示板・金属工芸品
	025	券売機・両替機・自動販売機	16	151	消防・防火・防水用品
3	031	スチール家具・木製家具		152	消防自動車
	032	図書館用品		161	車両（普通自動車・貨物自動車）
	033	内装・カーテン		162	車両（架装・特殊用途）
	034	建具・畳・ガラス		163	車両修理点検・部品・タイヤ
4	041	家庭用電気製品	17	164	単車・自転車
	042	視聴覚機器		171	一般印刷・軽印刷
	043	通信機器		172	フォーム印刷
	044	コンピュータ機器		173	青写真焼付・マイクロ写真
	045	コンピュータソフト		174	航空写真・地図
	046	舞台照明関係		175	写真用品・現像
	047	駐車（輪）場管理機器		176	筆耕・タイプ・速記・翻訳
	048	その他電気機器	18	181	デザイン・イベント企画・展示
5	051	測量機器・計量機器		182	広告・宣伝・新聞折り込み
	052	気象、環境測定機器		183	映画・映像製作・映像ソフト
	053	理化学機械器具	19	191	総合ビル管理業務
	054	空調機器		192	警備業務・機械警備業務
	055	焼却炉・破碎機		193	電気設備保守管理業務
	056	事業用機械一般・バルブ		194	機械設備保守管理業務
6	061	学校教材・ミシン・黒板		195	浄化槽・貯水槽管理業務
	062	保育用品・保育遊具・玩具		196	その他保守点検管理業務
	063	楽器・レコード・CD	20	201	衛生・清掃業務
	064	スポーツ用品・備品・テント		202	害虫駆除業務
7	071	書籍	21	211	一般廃棄物収集運搬処理業務
8	081	衣料品		212	産業・医療廃棄物処理業務
	082	寝具・座布団		213	古物・廃品回収
9	091	厨房機器・ガス器具	22	221	データ処理・コンピュータ計算
	092	厨房用消耗品・洗剤・石けん		222	世論調査・各種情報産業
	093	石油類・プロパン・燃料	23	231	運送・運輸業務
10	101	お茶・牛乳・食料品		232	人材派遣
11	111	医試薬品		233	クリーニング業
	112	医療機械器具		234	各種レンタル・リース
	113	医療用消耗品		235	臨床検査
	114	リハビリ・介護関連器具		236	漏水検査
12	121	防疫薬品		237	管内テレビカメラ調査
	122	化学工業薬品		238	その他委託業務
	123	塗料・油脂	24	241	その他

※No.237 管内テレビカメラ調査については、建設・測量コンサルタント等ではなく、物品等での登録になります。

※小規模修繕工事（1件が50万円未満の小規模修繕契約）の取引を希望される方は、取引希望種目の欄に「501」と記入してください。

この面は白紙です

※宝塚市内業者で、入札参加資格申請書の取引希望種目に「501」と記入した方のみ提出してください

住所

法人名・屋号

代表者名

TEL

小規模修繕工事 希望業種

自社のみで施工可能な業種の希望欄に“○”印を記入してください。(複数回答可能)

No.	修繕の種類	例示	希望欄
1	土木一式工事	道路（側溝等）・下水（マンホール）・水路（護岸等）の修繕工事	
2	建築一式工事	建物の修繕工事で工事の種類が複数に及ぶもの	
3	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事等	
4	左官工事	左官工事、モルタル工事、吹付け工事等	
5	とび・土工・コンクリート工事	とび工事、足場等仮設工事、工作物解体工事、土工事、コンクリート工事、ネットフェンス工事等	
6	石工事	石積み工事等	
7	屋根工事	屋根ふき工事等	
8	電気工事	送配電設備工事、構内電気設備工事、照明設備工事、家電製品等修理等	
9	管工事	空調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、ガス管配管工事、ダクト工事等	
10	タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み工事、れんが積み工事、タイル張り工事等	
11	鋼構造物工事	鉄骨工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事等	
12	鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事等	
13	舗装工事	アスファルト舗装工事、砂・砂利舗装工事等	
14	浚渫工事	浚渫工事	
15	板金工事	板金加工取付け工事等	
16	ガラス工事	ガラス加工取付け工事	
17	塗装工事	塗装工事等	
18	防水工事	アスファルト・モルタル・シート防水工事等	
19	内装仕上工事	インテリア工事	
		天井仕上工事	
		壁張工事	
		内装間仕切り工事	
		床仕上工事	
		畳工事	
		ふすま工事	
		家具工事	
		防音工事	
		カーテン・ブラインド工事	
20	機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、集塵機器設置工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事等	
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事等	
22	電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事等	
23	造園工事	植栽工事、公園設備工事、園路工事等	
24	さく井工事	さく井工事等	
25	建具工事	金属製建具・サッシ・金属製カーテンウォール・シャッター・自動ドア・木製建具取付け工事等、錠鍵修繕	
26	水道施設工事	取水施設・浄水施設・配水施設工事、下水処理設備工事等	
27	消防施設工事	火災報知設備工事等	
28	清掃施設工事	ごみ処理・し尿処理施設工事	

※ 希望業種の履行に際して、許可・免許等が必要な業種を申請するときは、許可書等の写しを添付してください。

※ 入札参加資格申請書（物品・役務提供等）様式1のセールスポイント欄にも、修繕の種類を記入してください。

この面は白紙です

委任状

年 月 日

宝塚市長様

委任者所在地

商号又は名称

代表者職氏名



印鑑登録印
(実印)

私は、下記の者を代理人と定め、貴市との間における下記事項に関する一切の権限を委任します。

記

1 委任事項

- 見積又は入札すること。
- 契約を締結すること。
- 入札保証金及び契約保証金を納付し、還付請求し、受領すること。
- 契約代金を請求すること。
- 契約代金を受領すること。
- 復代理人を選任すること。

2 委任期間

令和8年(2026年) 2月 1日から
令和9年(2027年) 6月 30日まで

※ (様式4「使用印鑑届」の3「使用印」欄と
同一印を押印すること)

3 受任者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

電話番号 () -



注意

- 委任事項を限定するとき(例えば、委任者自身が契約代金を受領するときなど)は、委任しない事項を横線で抹消のうえ訂正印を押してください。
- 委任事項を追加するときは、余白に追加した行数を記載し押印してください。

この面は白紙です

宝塚市内における支店、営業所の調査票

※宝塚市内に支店、営業所が所在し、その支店、営業所に契約締結等の権限を委任される方のみ作成してください。

〔※ 支店、営業所とは、現に人員を配置し、電話、机等什器備品を備え、事業活動を行っている事務所を言い、事務連絡のために置かれる事務所、作業所、資材置場等は除く。〕

支店、営業所の名称		支店、営業所の 代表者・職・氏名		所 在 地	
				宝塚市	
従事者数（事務）	従事者数（技術）	電 話		F A X	
人	人				

宝塚市内における支店、営業所の所在地図


裏面に支店、営業所と判断できる事務所の外部写真と内部写真を貼付してください。

事務所外部写真

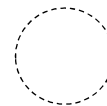
事務所内部写真

宝塚市長様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名



印鑑登録印
(実印)

私は、下記の印鑑を、貴市との間における下記事項に対して使用したいのでお届けします。

記

1 使用事項

- 1 契約を締結すること。(※契約書(変更契約書含む。)請書は押印必須)
- 1 見積又は入札すること。(※紙入札の際の入札書及び委任状は押印必須)
- 1 入札保証金及び契約保証金を納付し、還付請求し、受領すること。
- 1 契約代金を請求すること。
- 1 契約代金を受領すること。

2 使用期間

令和8年(2026年) 2月 1日から

令和9年(2027年) 6月30日まで

3 使用印

(契約行為に使用する印)

[illegible]

注意

- 1 使用事項を限定するときは、使用しない事項を横線で抹消のうえ、訂正印を押してください。ただし、この場合、上記の「使用事項」に記載する項目については、印鑑ごとに同じ様式の使用印鑑届を作成してください。
- 2 使用事項を追加するときは、余白に追加した行数を記載し押印してください。
- 3 いわゆる角印、丸印の両方を用いるか、一方のみを用いるかは申請者で判断してください。

この面は白紙です

入札参加資格審査申請書の記載について

取扱品目や取引経歴、セールスポイントなど様々な記載項目がありますが、この申請書に記載された内容が本市のデータベースとなります。宝塚市と取引を希望される業務の内容について、できるだけ詳しく、かつ具体的に記載するようにしてください。

<会社の基本情報>

1. 市から見積等の依頼をする場合、基本的には本社欄〔または受任者欄〕に記載された電話・FAXに連絡しますので、直接連絡を取ることのできる番号を記入してください。
2. 受任者を置かない場合、受任者欄は空白のままにしてください。
3. 申請日現在のデータがない場合は、既に確定したデータの中で一番新しい数値を記載してください。
(例：前回決算時の自己資本額、最後に集計を行った際の社員数……等)
4. 社員数は、会社全体の人数を言います。契約社員や臨時社員は、通常業務に動員できる場合は含めることができます。勤務日数が少ない、必要に応じて雇用する、などの場合は除いてください。

<その他>

1. 宝塚市税は、宝塚市に納税している場合は「有」に○をし、「未納の税額がないことの証明書」を添付してください(申請書類一覧 No.8(B))。証明書の発行申請は、市税収納課にお願いします。
市税収納課への申請の際、申請日から1か月以内に納付された場合は、その領収書を持参の上申請してください。納税していない場合は必ず「無」に○をしてください。
宝塚市に納税していない場合、上記証明書の添付は必要ありません。
2. ISOは「9000S」「14000S」以外をお持ちの場合、記載の必要はありません。

<取引希望種目>

御社の業務内容がどの種目に該当するかの問い合わせにはお答えしておりません。

一番近いと思われるものをご自身で選択し、記載してください。

〔参考〕

宝塚市役所ホームページ「契約課の入札・契約」の「入札等結果」で過去に行った入札の契約相手方を、「入札参加資格者名簿」で現在登録している業者の希望業種を、それぞれ確認することができます。

「入札結果」 <https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/shisei/keiyaku/1008681/1008339/index.html>

「入札参加資格者名簿」 <https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/shisei/keiyaku/1008725/1002711.html>

<営業に関し、法律上取得している許可、認可、登録及び特許等>

1. 取引を希望する業務について、必要な許可、認可、登録及び特許等を記載し、許可書等の写しを添付してください。
2. 申請日の時点で有効期限が切れていて、現在継続登録を申請している場合は、申請していることが分かる書類を添付してください。
(例：継続登録申請書類で、申請先の受付印があるものの写し
継続登録申請中である事がわかる申請先団体ホームページの画面印刷……等)
3. 上記の書類添付が不可能な場合は、今回は許可等なしで処理します。許可等が出てから改めて許可等取得の届出を行ってください。
4. 業者登録期間内に有効期間が切れた場合は、新しい許可証が届き次第、写しを提出してください。

<取引経歴>

1. 新しいものから順に記載してください。
2. 全ての取引を順に記載する必要はありません。主な案件を選んでください。
3. 宝塚市以外の官公庁と行った取引を記載してください。ただし、宝塚市や民間会社と行った取引を記載することも差し支えありません。

<セールスポイント>

1. 得意業務や、上の欄に書き切れなかった取引品目などを詳しく記載してください。
2. 電力供給に関する入札に参加を希望する場合は、「電力供給」という文言を必ず記載してください。

重要なお知らせ

物品・役務提供における電子入札の推進について

従前からお知らせしておりますが、宝塚市では物品・役務提供等の入札案件においても電子入札システムを用いた執行に完全移行していく予定です。電子入札利用者登録（以下「利用者登録」）をまだしていない方は、ご準備いただきますようお願いいたします。

1 今後の指名について

契約課から発注する物品・役務提供の入札は、利用者登録済みの方で十分な競争性が見込めると判断した案件については、利用者登録済みの方のみの入札指名とさせていただきます。また、紙で執行する入札案件においても利用者登録済みの方を優先して指名させていただきます。あらかじめご了承ください。

2 事前準備について

電子証明書（ＩＣカード）の購入、パソコンの設定、利用者登録については、「兵庫県電子入札共同運営システム (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/top/index.rbz>) > 事前準備」をご覧ください。

また、電子入札システムへの利用者登録の際のユーザＩＤとパスワードは、今回送付している入札参加資格認定通知書に記載しています。

3 その他

この取り扱いは、契約課から発注する委託・物品の指名競争入札を対象としており、上下水道局、市立病院、契約課以外の各課が行う入札を対象としているものではありません。また、利用者登録により、必ず入札に指名されるということではありませんのであらかじめご了承ください。

4 問合せ先

- ・物品・役務提供の入札制度に関するお問い合わせ

宝塚市 総務部 契約課 TEL 0797-77-2008

- ・事前準備・電子入札システムの操作に関するお問い合わせ

兵庫県電子入札共同運営システムヘルプデスク TEL 0120-310-084

この面は白紙です